

あいさつ



すべての人々の基本的人権が尊重され、相互に尊重しうる平和で心豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自分の人権を大切にするとともに、他人の人権を尊重していけるよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる機会や場を通して、人を大切にしたい取り組みを積極的に進めていくことが必要です。

精華町では、住民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、精華町人権啓発推進委員会を啓発活動の基軸として、さまざまな人権問題に対して、町内の各種団体とも連携を深めながら、その解決に取り組んでまいりました。

一方で、社会や国際情勢の変化、人々の意識の変化等も反映し、新たな問題も顕在化するなど、人権問題はますます多様化、複雑化しており、依然として多くの課題が存在しています。

これらの状況を踏まえ、これまで人権教育・啓発に係る基本的指針としていました「精華町人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に進めることができるよう、この度「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画の基本理念「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合うことができる社会の実現」に向けて、住民、団体、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的な取り組みを進めるとともに、互いに連携してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました精華町第2次人権教育・啓発推進計画策定委員会の皆様をはじめ、関係者ならびに住民の皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。

2017年（平成29年）3月

精華町長 木村 要